

## 八幡平市 視察報告

2010年2月10日

日本共産党盛岡市議会議員団 庄子春治

日本共産党盛岡市議会議員団は2010年2月10日、八幡平市を行政視察しました。

視察項目は、八幡平市が実施している ①新規就農者等支援事業 ②新規学卒者雇用奨励金交付事業 ③住宅リフォーム助成事業 の3事業についてで、いずれの事業も、県内はもとより全国的にも先進的・積極的な事業と言えるものです。

視察には市議団の5人全員参加し、午前9時から午前中、八幡平市役所で各担当者から説明を受けました。

### ●新規就農者等支援事業～月額10万円（独身者）13万円＋扶養加算（夫婦）を3年間支給など

- 1、八幡平市が4月から実施する「新規就農者支援等事業」では、市が「日本一の産地」として力を入れる重点推進品目の「ほうれんそう」と「りんどう」の担い手を育成することを目的として、各種の支援を行います。

その支援内容は次の通りです。

- (1) 新規就農者支援金支給事業 ～ 農家の子弟以外の方が就農する場合
  - ① 対象は 独身者でおおむね30歳以下、既婚者でおおむね45歳以下で就農後は5年以上の営農することが条件
  - ② 支援は、「研修期間」1年を含む3年間。独身者は月額10万円、既婚者は月額13万円に扶養者一人につき2万円の加算。家賃の2分の1（上限2万円）。
- (2) 農業後継者就農研修支援金支給事業 ～ 農家の子弟以外の方が就農する場合
  - ① 対象は 後継者（農家の子弟）が自家以外の先進的農家で研修し、研修後ただちに就農する場合。（対象年齢は 新規就農者支援と同じ）
  - ② 支援は、「研修期間」1年間。独身者は月額10万円、既婚者は月額13万円に扶養者一人につき2万円の加算。家賃の2分の1（上限2万円）。
- (3) 新規就農研修支援金支給事業 ～ 新規就農者が先進的農家で研修する場合
  - ① 対象は 新規就農希望者が市内の先進的農家で研修（7か月を限度）する場合で、研修後の「5年間の営農」は問わない。
  - ② 支援は、市外から研修に参加する場合の旅費（37円/km）、または家賃の2分の1（上限2万円）の助成を行う。

(4) 研修受入農家支援金支給事業 ～ 上記研修を受け入れる農家への支援

(1) ～ (3) までの研修を受け入れる農家に対して、月額 5 万円を支給する。

2、この事業は、日本共産党八幡平市議団が、県内の先進事例である九戸村の事業などを調査し、議会で提案していました。

「市長のトップダウン」(担当課長さんの説明)で、平成 20 年度から学生や高校生を対象にアンケートで調査が始まり、21 年 9 月に「実施要領」を定めました。22 年度からの実施となりますが、21 年 7 月から十和田市在住の会社員の夫婦(30 歳代)が、自然を相手に仕事したいという希望に加え夫人の郷里が八幡平市だったことが縁となって市内の農家で研修し、その結果を踏まえて転職・就農を決意し、現在市の第 1 号の支援対象となるとのことでした。

昨年 10 月からの募集で、合計 18 件の問い合わせ・相談がありましたが、うち 4 月からの就農者が 1 人(夫婦)、来年度 23 年度に向けてさらに検討する方が 1 人(独身女性)とのこと。今日の雇用情勢を踏まえ、失業者やフリーターの方などからの相談もあるとのこと。農業の取り巻く環境が厳しい中、基本的には国の農業政策の抜本的な転換が求められるところですが、八幡平市の意欲的な取り組みに敬意を表したいと思ってきました。

●新規学卒者雇用奨励金交付事業 ～一人月額 10 万円以内 2 カ年支給

1、八幡平市では、平成 22 年 3 月に中学校または高等学校を卒業見込みの新規学卒者を平成 22 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に採用を内定し、平成 22 年 4 月から雇用する市内の事業者には奨励金を交付する事業を実施します。

市内の事業者には、自営業者も含まれており、奨励金の額は、1 人当たり月額 10 万円以内。期間は 22 年～23 年度の 2 カ年です。

2、厳しい雇用情勢のもと新規高卒就職希望者の内定率が前年比でも大きく下回る状況の中、各自治体で支援対策が打ち出されていますが、八幡平市の事業は、①支援金の額(月額 10 万円)、2 カ年という支援期間、対象を非正規や臨時ではなく「常用雇用」を対象とするという、その内容の上でも、②昨年末、高校生の就職内定率が明らかになってただちに検討が開始され、今年 1 月 5 日にはマスコミ発表するという施策を打ち出すスピードの上でも、県内各市のなかで群を抜くものと言えます。

3、昨年 12 月、市内の県立平館高校の就職希望者の内定率が昨年比で 15 ポイントも下回っているという状況の下、12 月に立ち上げた「緊急雇用対策本部」で、「未成年の子供た

ちが職に就けないまま放っておいていいのか」「このままでは年は越せても、年度は越せない。急いで検討を」と市長自らの提案を受けて、県内や他市等の事例などを参考にしつつさらに進んだ制度にとの思いで事業実施要領を策定したとのことです。

就業形態を「常用雇用」としたこと、そのためにも奨励金を「一時金」ではなく 2 年間の期間を設けた（年間 120 万円、最大 240 万円）背景にも、市長に現在の市内の雇用情勢と事業者の経営状況を考えて、腰を据えた対策にしなければならないとの思いが強くあったとのことです。リーマンショック以来、自動車関連事業所など八幡平市では 12 事業所で 250 人の「雇止め」され、失業して戻ってきている若者も増えているとのことです。

八幡平市の今回の施策は、盛岡市の施策と比べても比べ物にならない素晴らしい挑戦だと感じてきました。

## ●住宅リフォーム支援事業 ～ 一石二鳥～三鳥の経済効果

1、八幡平市が平成 21 年度から実施している「住宅リフォーム支援事業」の内容は、①対象住宅は「市内にある自己所有住宅で居住している」建築後 5 年以上経過している ②対象リフォーム規模 50 万円以上の工事 ③助成額は、対象事業の 1/5 かつ 20 万円を限度 ④助成は八幡平市共通商品券（有効期間 6 か月） ⑤市内業者の施工であること、という内容です。

2、昨年当初 50 戸を対象に 1000 万円で事業をスタートしましたが、希望者が殺到し、6 月補正で 1000 万円を追加し、さらに 10 月臨時議会で 1000 万円を追加したとのことです。今年 1 月末現在で、対処件数が 148 件、助成額が 2646 万 3 千円で全体工事額は 2 億 634 万 9402 円となったとのことです。

投資効果は 7・8 倍となり、当初 1 億円規模の仕事おこしになればとの見通しが 2 億円以上になり、工事業者別でも、「建設 A 級 7 件、C 級 23 件、管 B 29 件」で、入札参加資格者で 38%のほか、「その他 50 件」で、個人大工さんなどが 32%を請け負っているなど幅広い業者の仕事おこしにつながっていました。

また、「八幡平市共通商品券」の 2646 万円は、有効期限が 6 カ月であり「たんす預金」にはならないもので、加盟業者 250 店舗で使われ、循環効果も含めて 2～3 倍経済効果を生み商業の活性化にもつながっています。まさに「一石二鳥、三鳥」の経済効果です。

3、この事業でも、八幡平市の内容は県内の先進事例の上をいくものであり、市の実情に即したものと感じてきました。

それは、①県内先進事例の多くが「上限 10 万円」のなか、八幡平市では「20 万円」としたことが、より市民の意欲を引き出したのではないかと。②下水道接続工事も対象とし、

下水道接続の促進図られていることなどです。

住宅のリフォームに関連する事業としては、他に「木造住宅耐震改修事業」「地域生活支援事業」「高齢者・身障者用住宅改修事業」などがありますが、八幡平市では、それらの事業と組み合わせて、それぞれの対象事業以外の工事が行われた場合、その部分も本事業の対象にすることとしており、それぞれの事業の後押しの役割も果たしていると感じてきました。

4、この事業は、厳しい経済状況のもと地域経済活性化に向けての緊急対策として実施。「現時点では3年間の事業と位置づけている」とのことでした。「田村市長が住宅関係での事業を検討していたなか、昨年度盛岡民主商工会からの要望を受け、市長の考えと一致したことからスタートした」（担当課長さんの説明）とのことでした。

この事業については、4年前の八幡平市議選にあたって日本共産党が、「市内建設業者の仕事確保を応援します」という政策提案の中で「小規模修繕工事希望者登録制度」とともに「住宅リフォーム制度」の実施を提案。その後の市議会でも共産党市議の提案・質問に田村市長が「検討する」と答えていました。